

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第三十六条の八第一項に規定する試験を次のとおり実施します。

令和五年五月九日

奈良県知事 山下 真

一 試験の日時及び場所

1 日時 令和五年九月二十四日（日）

午前十時三十分から午後三時三十分まで

2 場所 帝塚山大学 東生駒キャンパス

奈良市帝塚山七ー一ー

天理大学 柚之内キャンパス

天理市柚之内町一〇五〇

二 試験の方法及び試験科目

1 試験は、筆記試験とします。

2 試験は、次の事項について行います。

ア 医薬品に共通する特性と基本的な知識

イ 人体の働きと医薬品

ウ 主な医薬品とその作用

エ 薬事に関する法規と制度

オ 医薬品の適正使用と安全対策

三 受験願書の提出期間、提出先等

1 提出期間 令和五年六月八日（木）から同月十四日（水）まで

2 提出先 奈良市登大路町三〇番地 奈良県福祉医療部医療政策局薬務課販売指導係

3 受験願書を郵送する場合は、令和五年六月十四日（水）までの消印のある書留郵便に限り有効とします。

四 提出書類

1 受験願書（用紙は、奈良県福祉医療部医療政策局薬務課販売指導係及び各保健所において、令和五年五月九日（火）から配布します。ただし、郵送により受験願書を請求するときは、切手（百四十円）を貼った宛先明記の返信用封筒を同封し、令和五年六月一日（木）までに必着するよう送付してください。）

2 写真 一枚

五 受験手数料

一万三千円（奈良県収入証紙を受験願書に貼り、消印しないでください。）

六 合格発表

令和五年十一月二十一日（火）

合格者の受験番号を県庁前掲示場に掲示するとともに、別に受験者に合否の結果を通知します。

七 その他

1 提出した書類及び受験手数料は、一切還付しません。

2 受験願書に虚偽の記載をしたり、試験場において係員の指示に従わず、その他不正な行為があつた場合は、受験を停止し、退場を命じ、又は合格の決定を取り消すことがあります。

3 この試験についての問合せは、奈良市登大路町三〇番地 奈良県福祉医療部医療政策局薬務課（〇七四二―二七―八六七〇）において受け付けます。